

議案第 19 号

市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について

市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 3 月 4 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 市長等の給与の特例に関する条例（平成14年境港市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「平成27年3月31日まで」を「平成28年3月31日まで」に改め、附則第2項中「平成27年3月31日限り」を「平成28年3月31日限り」に改める。

第2条 市長等の給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「市長及び副市長」を「市長等」に改め、同条中「市長及び副市長」を「市長等」に、「100分の15」を「100分の15、教育長にあっては当該額の100分の10」に改め、第4条の見出し中「市長及び副市長」を「市長等」に改め、同条中「市長及び副市長」を「市長等」に、「100分の15」を「100分の15、教育長にあっては当該額の100分の10」に改め、第5条及び第6条を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（平成27年境港市条例第 号。以下「整備条例」という。）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合における教育長の給料及び期末手当の額は、第2条の規定による改正後の市長等の給与の特例に関する条例第3条及び第4条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）特例期間における教育長の給料の額は、整備条例附則第3項の規定によりなおその効力を有するとされた廃止前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和31年境港市条例第45号。以下「旧教育長給与条例」という。）

第2条第2項の規定にかかわらず、同項に規定する額から当該額の100分の10を減じて得た額とする。

（2）特例期間における教育長の期末手当の額は、旧教育長給与条例第2条第3項の規定にかかわらず、同項に規定する期末手当の額から当該額の100分の10を減じて得た額とする。

(参 考)

主 な 内 容

1 特例期間等の延長（第1条関係）

市長等の給与の額の特例期間及び条例の失効日を1年間延長する。

[現 行] 平成27年3月31日まで

[改正後] 平成28年3月31日まで

2 教育長に関する規定の整理（第2条関係）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長の給与を定める条例の改廃が生じることから、引用する条例の整理を行う。

3 施行期日

1 は、公布の日

2 は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の施行の日（平成27年4月1日）

議案第 20 号

境港市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定
について

境港市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 3 月 4 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

境港市一般職の職員の給与に関する条例（昭和31年境港市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第11条の3第2項中「2万3,000円」を「3万円」に、「4万5,000円」を「7万円」に改める。

第21条第1項中「市規則で定める職員」を「市規則で定める職員（以下「管理監督職員等」という。）」に、「年末年始の休日等」を「年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員等が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第21条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、8,000円を超えない範囲内において市規則で定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して市規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において市規則で定める額とする。

第26条の2第2項中「第10条から第11条まで及び第11条の3の規定」を「第10条及び第11条の規定」に改める。

第28条中「一般職の職員の給与等に関する法律」を「一般職の職員の給与に関する法律」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員 区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額							
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100	405,800
	2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700	408,200
	3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200	410,700
	4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800	413,100
	5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900	415,000
	6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400	417,300
	7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800	419,400
	8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300	421,600
	9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800	423,600
	10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500	425,700
	11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100	427,800
	12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800	429,900
	13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200	431,600
	14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500	433,400
	15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700	435,400
	16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100	437,400
	17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900	439,300
	18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900	441,100
	19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800	442,900
	20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600	444,600
	21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500	446,400
	22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300	447,900
	23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100	449,300
	24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000	450,800
	25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800	452,200
	26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300	453,500
	27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800	454,800
	28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400	456,000
	29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000	457,000
	30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300	457,700
	31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600	458,500
	32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800	459,200
	33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000	459,900
	34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300	460,700
	35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600	461,400
	36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800	462,000
	37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000	462,500
	38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800	463,100
	39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600	463,700
	40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400	464,300
	41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000	464,800
	42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700	465,300
	43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400	465,700
	44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100	466,000
	45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900	466,300
	46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700	
47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100		

48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800
49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300
50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700
51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100
52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500
53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900
54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300
55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700
56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000
57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300
58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700
59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000
60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300
61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500	442,600
62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800	
63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100	
64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400	
65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700	
66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000	
67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300	
68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600	
69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800	
70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100	
71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400	
72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700	
73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900	
74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200	
75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500	
76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700	
77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900	
78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200	
79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500	
80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700	
81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900	
82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000	407,200	
83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300	407,500	
84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500	407,700	
85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700	407,900	
86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000		
87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300		
88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500		
89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700		
90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000		
91	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300		
92	244,600	292,200	339,700	378,400	390,500		
93	244,900	292,300	339,900	378,700	390,700		
94		292,500	340,300				
95		292,900	340,800				
96		293,300	341,200				
97		293,500	341,300				
98		293,800	341,800				
99		294,200	342,200				
100		294,600	342,500				
101		294,800	342,800				

102	295,100	343,200						
103	295,500	343,600						
104	295,800	344,000						
105	296,000	344,500						
106	296,300	344,900						
107	296,700	345,300						
108	297,000	345,700						
109	297,200	346,200						
110	297,600	346,600						
111	298,000	346,900						
112	298,300	347,200						
113	298,400	347,700						
114	298,700							
115	299,000							
116	299,400							
117	299,600							
118	299,800							
119	300,100							
120	300,400							
121	300,800							
122	301,000							
123	301,300							
124	301,600							
125	301,900							
再任用職員	185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500	387,600

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第28条の改正規定は公布の日から施行する。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 2 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市規則の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(号給の切替えに伴う経過措置)

- 3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額（境港市一般職の職員の給与に関する条例（以下「条例」という。）附則第7項の適用を受ける職員（再任用職員を除く。第6項において「特定職員」という。）においては、同項に規定する給料基礎額とする。以下この項において同じ。）が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる者（市規則で定める職員を除く。）には、条例第3条及び第3条の2の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項の規定による給料を支給される職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との

権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、市規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、市規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

6 特定職員は、前3項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額（以下この項において「基準額」という。）から基準額に100分の1.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額を給料として支給する。ただし、期末手当、勤勉手当の額の算出の基礎となる給料月額は基準額とする。

（単身赴任手当に関する経過措置）

7 切替日から平成30年3月31日までの間における条例第11条の3第2項の規定の適用については、「3万円」とあるのは「3万円を超えない範囲内で市規則で定める額」とする。

（境港市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

8 境港市職員の退職手当に関する条例（昭和29年境港市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条の4第1項第1号中「54,150円」を「70,400円」に改め、同項第2号中「50,000円」を「65,000円」に改め、同項第3号中「45,850円」を「59,550円」に改め、同項第4号中「41,700円」を「54,150円」に改め、同項第5号中「33,350円」を「43,350円」に改め、同項第6号中「25,000円」を「32,500円」に改め、同項第7号中「20,850円」を「27,100円」に改め、同項第8号中「16,700円」を「21,700円」に改め、同条第4項第1号を削り、同項第2号中「前号」を「第1項」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「第1号」を「第1項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第12条第4項中「）という。」を「という。」に改める。

（境港市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

9 前項の規定による改正後の境港市職員の退職手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以降の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職については、なお従前の例による。

(参 考)

主 な 内 容

- 1 給料月額引下げ（別表第1、附則第2項から第6項関係）
 - (1) 国家公務員に準じて平均2.0%引下げ
 - (2) 引下げに伴う経過措置（平成30年3月31日までの間、現在の給料月額を補償）

- 2 単身赴任手当の引上げ（第11条の3、附則第7項関係）
 - (1) 基本額の引上げ
 - [現 行] 23,000円
 - [改正後] 30,000円（平成30年3月31日までの間は、30,000円を超えない範囲）
 - (2) 距離に応じた加算額の上限を引上げ
 - [現 行] 45,000円
 - [改正後] 70,000円

- 3 管理職員特別勤務手当の支給対象の追加（第21条関係）

災害対応等のため、午前0時から午前5時までの間に勤務した場合を支給対象に追加

- 4 退職手当の調整額の改定（附則第8項関係）

国家公務員退職手当法の一部改正に伴い、退職手当の調整額を国に準じて改定

- 5 施行期日
平成27年4月1日

議案第 2 1 号

境港市行政手続条例の一部を改正する条例制定について

境港市行政手続条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 7 年 3 月 4 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市行政手続条例の一部を改正する条例

境港市行政手続条例（平成8年境港市条例第20号）の一部を次のように改正する。
本則中「名あて人」を「名宛人」に、「かかわる」を「関わる」に改める。

目次中

「第4章 行政指導（第30条―第34条）」を

「第4章 行政指導（第30条―第34条の2）」

第4章の2 処分等の求め（第34条の3）」に改める。

第1条第1項中「第5章」を「第6章」に改める。

第2条第3号中「行為」を「行為（その根拠となる規定が条例に置かれているものに限る。）」に改め、同条第7号中「処分」を「処分（その根拠となる規定が法令に置かれているものを含む。）」に改める。

第3条中「第4章」を「第4章の2」に改め、同条第10号中「第3章」を「前号に規定する処分の手続又は第3章」に改め、同号を同条第11号とし、同条第9号の次に次の1号を加える。

(10) 審査請求、再調査の請求その他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分

第8条第1項ただし書中「添付書類」を「添付書類その他の申請の内容」に改める。

第13条第1号イ中「はく奪」を「剥奪」に改める。

第19条第2項第4号中「あったことのある者」を「あった者」に改める。

第33条第3項第2号中「文書（前項の書面を含む。）」を「文書（前項の書面を含む。）又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分（その根拠となる規定が法令に置かれているものを含む。）をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令又は条例等の条項

(2) 前号の条項に規定する要件

(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第4章中第34条の次に次の1条及び1章を加える。

（行政指導の中止等の求め）

第34条の2 法令又は条例等に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと料するときは、当該行政指導を

した市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の2 処分等の求め

第34条の3 何人も、法令又は条例等に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令又は条例等に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令又は条例等の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(境港市税条例の一部改正)

2 境港市税条例（昭和30年境港町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第2項、同条第3項」に改める。

(参 考)

主 な 内 容

- 1 行政指導の中止等に関する規定の整備（第33条第2項、第34条の2関係）
 - （1）行政指導をする際、市が許認可等の処分の権限を行使することができる場合、相手方に、権限を行使する根拠となる法令又は条例等の条項を示す。
 - （2）行政指導を受けた相手方が、当該行政指導が法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、市に対し行政指導の中止等を求めることができる。

- 2 処分等を求める際の規定の整備（第34条の3関係）

法令又は条例等に違反する事実がある場合に、市に対し、その是正のためにされるべき処分又は行政指導を求めることができる。

- 3 施行期日
平成27年4月1日

議案第 22 号

魚と鬼太郎のまち境港ふるさと基金条例の一部を改正する条例制定
について

魚と鬼太郎のまち境港ふるさと基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 3 月 4 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

魚と鬼太郎のまち境港ふるさと基金条例の一部を改正する条例

魚と鬼太郎のまち境港ふるさと基金条例（平成20年境港市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 2 基金に属する現金は、確実な償還の方法、期間及び利率を定め、境港市土地開発公社に貸し付けることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

- 1 基金の管理方法の改正（第3条関係）
基金に属する現金を、境港市土地開発公社に貸付けできるよう改める。
- 2 施行期日
公布の日

議案第 23 号

境港市消防団条例の一部を改正する条例制定について

境港市消防団条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 3 月 4 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市消防団条例の一部を改正する条例

境港市消防団条例（昭和35年境港市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条から第3条までを次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第1項、第19条第2項及び第23条第1項の規定に基づき、消防団の設置及び消防団員の定員、任用その他身分取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（設置、名称及び区域）

第2条 本市に、消防団を設置する。

2 前項の消防団の名称及び区域は、次のとおりとする。

（1）名称 境港市消防団

（2）区域 境港市全域

（消防団員）

第3条 消防団に、非常勤の消防団員を置き、その定員は116人とする。

第7条を削る。

第6条中「団員」を「消防団員」に、「者があるとき」を「とき」に、「するものとする。」を「処分として、戒告、停職又は免職の処分をすることができる。」に改め、同条に次の1項を加える。

2 停職は、1か月以内の期間を定めて行う。

第6条を第7条とする。

第5条中「団員」を「消防団員」に改め、同条を第6条とする。

第4条の見出しを「（任命）」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「団長以外の団員は、団長が」を「消防団員は、」に、「、市長の承認を得て任命し、一定の事由により罷免」を「任命」に改め、同項を同条第1項とし、同条に次の1項を加える。

2 前項の任命は、団長にあっては、消防団の推薦に基づき市長が任命し、団長以外の消防団員にあっては、団長が市長の承認を得て任命するものとする。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（階級及び職名）

第4条 消防団員の階級及び職名は、次のとおりとする。

階級	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
職名	団長	副団長	団部長 分団長	副分団長	分団部長	班長	団員

2 前項に規定する職のほか、各分団に正機関員及び副機関員を置き、同項に規定する職にある消防団員に兼務させるものとする。

第8条第1項の表以外の部分及び第2項中「団員」を「消防団員」に改め、同条第

3 項中「団員」を「消防団員」に改め、同項の表を次のように改める。

区分	金額（1回につき）	備考
火災現場出動	3,300円	条例、規則及び命令に基づき出動又は点検をした場合に限る。
警備警戒出動	3,300円	
教養訓練出動	3,000円	
機械器具点検	1,000円	

第9条から第12条までの規定中「団員」を「消防団員」に改める。

第13条中「団員」を「消防団員」に改め、同条第1号中「水、火災」を「水火災」に改め、同条第4号中「、きょう応」を「供応」に改める。

第14条中「負傷した団員等」を「負傷した消防団員」に改める。

第15条の見出しを「（委任）」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

- 1 消防団員が警備警戒出動したときの費用弁償額を改正（第8条関係）

[現 行] [改正後]

3,000円 → 3,300円

- 2 施行期日

平成27年4月1日

議案第 24 号

境港市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

境港市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 3 月 4 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市国民健康保険条例の一部を改正する条例

境港市国民健康保険条例（昭和34年境港市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第72条の4」を「第72条の5」に改める。

附則に次の1項を加える。

（協議会を組織する委員の特例）

- 3 当分の間、協議会は、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する委員に国民健康保険法附則第10条第3項に規定する被用者保険等保険者を代表する委員2人を加えて組織することができる。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

- 1 法令の改正に伴う整理（第6条関係）
国民健康保険法の一部改正に伴い、条例中で引用する条を改める。
- 2 境港市国民健康保険運営協議会を組織する委員の特例（附則第3項関係）
条例第2条第4号を削る改正（平成20年境港市条例第17号）が、平成27年4月1日施行となり、被用者保険等保険者を代表する委員の規定は削除となるため、同委員を引続き協議会の委員とすることができる特例を定める。
- 3 施行期日
平成27年4月1日

議案第 25 号

境港市児童クラブ条例の一部を改正する条例制定について

境港市児童クラブ条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 3 月 4 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市児童クラブ条例の一部を改正する条例

境港市児童クラブ条例（平成13年境港市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（目的）」に改め、同条中「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の7」を「この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8第1項」に、「小学校低学年児童」を「小学校に就学している児童」に、「相当」を「適切」に、「設置する」を「設置し、その管理及び運営について必要な事項を定めることを目的とする」に改める。

第2条中「、位置及び対象校」を「及び位置」に改め、同条の表を次のように改める。

名称	位置
渡児童クラブ	境港市渡町1424番地
外江児童クラブ	境港市外江町2179番地
境児童クラブ	境港市湊町27番地
上道児童クラブ	境港市上道町3026番地
余子児童クラブ	境港市竹内町3117番地
中浜児童クラブ	境港市小篠津町450番地
誠道児童クラブ	境港市誠道町2062番地

第3条第1項中「、前条に規定するクラブの対象校に通学する昼間保護者のいない家庭の小学校1年生から3年生まで」を「、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童であって、次の表の左欄に掲げるクラブに応じ、それぞれ同表中欄に掲げる対象校に通学する同表右欄に掲げる対象学年」に改め、同項に次の表を加える。

名称	対象校	対象学年
渡児童クラブ	渡小学校	1年から3年まで
外江児童クラブ	外江小学校	
境児童クラブ	境小学校	
上道児童クラブ	上道小学校	
余子児童クラブ	余子小学校	
中浜児童クラブ	中浜小学校	
誠道児童クラブ	誠道小学校	1年から6年まで

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

- 1 児童クラブの入会対象児童の拡大（第3条関係）
誠道児童クラブについて、対象学年を次のとおり拡大する。
[現 行] 1年から3年まで
[改正後] 1年から6年まで

- 2 施行期日
平成27年4月1日

議案第 26 号

境港市学校給食センター設置条例制定について

境港市学校給食センター設置条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 3 月 4 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市学校給食センター設置条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項及び学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条の規定に基づき、学校給食センターの設置及び管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 学校給食センターを次のとおり設置する。

名称 境港市学校給食センター

位置 境港市竹内町2412番地

(職員)

第3条 学校給食センターの管理及び運営のため、所長その他必要な職員を置く。

(運営委員会)

第4条 法第138条の4第3項の規定に基づき、境港市学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、境港市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、学校給食に関する重要な事項を審議し、その意見を答申する。

3 運営委員会は、10名以内の委員をもって組織し、教育委員会が委嘱する。

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

- 1 境港市学校給食センターの設置（第2条関係）
境港市学校給食センターを設置する。
- 2 境港市学校給食センター運営委員会の設置（第4条関係）
学校給食に関する重要な事項を審議するため運営委員会を設置する。
- 3 施行期日
平成27年4月1日

議案第 27 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 3 月 4 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(境港市議会委員会条例の一部改正)

第1条 境港市議会委員会条例（昭和31年境港市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第18条中「、教育委員会の委員長」を「、教育委員会の教育長」に、「法令又は条例に基づく」を「法律に基づく」に改める。

(境港市職員定数条例の一部改正)

第2条 境港市職員定数条例（昭和34年境港市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、教育長及び臨時に雇用されるもの」を「及び臨時に雇用されるもの」に改める。

(境港市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 境港市特別職の職員の給与に関する条例（昭和36年境港市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に改める。

別表1を次のように改める。

職名	給与の名称	給与の額（円）	
市長	給料	月額	945,000
副市長			781,000
教育長			661,000

別表2中

「

教育委員会の委員	委員長	報酬	月額	64,000
	委員			47,000
選挙管理委員会 の委員	委員長	報酬	月額	32,000
	委員			25,000

」を

「

教育委員会の委員		報酬	月額	47,000
選挙管理委員会 の委員	委員長	報酬	月額	32,000
	委員			25,000

」に

改める。

(境港市町界、町名、地番整理審議会条例の一部改正)

第4条 境港市町界、町名、地番整理審議会条例（昭和46年境港市条例第16号）の一

部を次のように改正する。

第3条第2項中「、市教育委員会の委員、市農業委員会の委員」を「、教育委員会の教育長又は委員、農業委員会の委員」に、「、学識経験を有する者」を「若しくは学識経験を有する者」に、「委嘱」を「委嘱し、又は任命」に改める。

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止)

第5条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和31年境港市条例第45号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の場合(以下「在任特例期間」という。)においては、次の各号に掲げる規定による改正後の規定は適用せず、改正前の規定は、なおその効力を有する。

(1) 第1条中境港市議会委員会条例第18条の改正規定

(2) 第2条中境港市職員定数条例第1条の改正規定

(3) 第3条中境港市特別職の職員の給与に関する条例第2条第1項、別表1及び別表2の改正規定

(4) 第4条中境港市町界、町名、地番整理審議会条例第3条第2項の改正規定

3 在任特例期間においては、第5条の規定による廃止前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

(参 考)

主 な 内 容

1 法改正に伴う関係条例の整備

教育行政に関する権限と責任の所在を明らかにすること等を目的に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が制定されたことに伴い次の整理を行う。

(1) 教育委員会の代表者に関する規定の整理（第1条、第3条、第4条関係）

教育長が教育委員会を代表し、教育委員会の委員長は廃止されることから所要の改正を行う。

(2) 教育長の身分等に関する規定の整理（第2条、第3条、第5条関係）

教育長は、これまで地方公務員法が適用される一般職の職員とされていたが、改正後は、議会の同意を得て市長が任命する特別職に位置付けられたことから、所要の改正を行う。

2 施行期日

平成27年4月1日

議案第 28 号

境港市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例制定について

境港市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 3 月 4 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 教育長の職務の専念する義務の免除については、境港市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和31年境港市条例第26号）の適用を受ける職員の例による。ただし、同条例中「任命権者」とあるのは、「教育委員会」とする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例の規定は適用しない。

(参 考)

主 な 内 容

1 教育長の職務に専念する義務の特例に関する規定の整備

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行後、新たに任命される教育長は特別職となり、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例については条例で定めることができるとされたことから、所要の整備を行う。

2 施行期日

平成27年4月1日

議案第 29 号

境港市手数料条例の一部を改正する条例制定について

境港市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 3 月 4 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市手数料条例の一部を改正する条例

境港市手数料条例（平成12年境港市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第31号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第2条関係）

建築物の確認等事務

区分		金額
1 建築基準法（以下この表において「法」という。）第6条第1項の規定に基づく建築物の確認	1 床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき5,000円
	2 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき9,000円
	3 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき14,000円
	4 床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき19,000円
2 法第88条第1項において準用する法第6条第1項の規定に基づく工作物の確認	1 新たな工作物の確認を受ける場合	1件につき8,000円
	2 確認を受けた工作物の計画の変更をする場合	1件につき4,000円
3 法第7条第4項の規定に基づく建築物の検査	1 床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき10,000円
	2 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき12,000円
	3 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき16,000円
	4 床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき22,000円
4 法第88条第1項において準用する法第7条第4項の規定に基づく工作物の検査		1件につき9,000円

5 法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可	1件につき120,000円
6 法第86条第1項の規定に基づく総合的設計による一団地の建築物の特例の認定	1件につき78,000円（建築物が3以上である場合にあっては、78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額）
7 法第86条第2項の規定に基づく既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例の認定	1件につき78,000円（建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）が2以上である場合にあっては、78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額）
8 法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定	1件につき78,000円（建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）が2以上である場合にあっては、78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額）
9 法第86条の5第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物の認定の取消し	1件につき6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額
10 法第86条の6第2項の規定に基づく一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定	1件につき27,000円
11 法第86条の8第1項又は第3項の規定に基づく既存の一の建築物について二以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画の認定又は変更認定	1件につき27,000円

備考

1 区分の欄1の項に規定する床面積の合計は、次に掲げる面積に基づき算定する。

(1) 建築物を建築する場合（(2)に掲げる場合及び移転する場合を除く。）にあっては、当該建築に係る部分の床面積

(2) 確認を受けた建築物の計画を変更する場合にあっては、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加

する部分の床面積)

2 区分の欄3の項に規定する床面積の合計は、備考1の(1)に掲げる面積に基づき算定する。

別表第3を次のように改める。

別表第3(第2条関係)

建築物の長期優良住宅認定事務

区分		金額
1 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付する長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類(以下「基準適合証」という。)及び住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項の規定に基づく設計住宅性能評価書(以下「住宅性能評価書」という。)の添付がない長期優良住宅建築等計画の認定又は変更認定	一戸建ての住宅	1件につき49,000円
	一戸建て以外の住宅	1件につき99,000円
2 基準適合証の添付がある長期優良住宅建築等計画の認定又は変更認定	一戸建ての住宅	1件につき11,000円
	一戸建て以外の住宅	1件につき23,000円
3 住宅性能評価書の添付がある長期優良住宅建築等計画の認定又は変更認定	一戸建ての住宅	1件につき19,000円
	一戸建て以外の住宅	1件につき40,000円
4 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項(同法第8条第2項の規定において準用する場合を含む。)の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるように申出があった長期優良住宅建築等計画の認定又は変更認定		1、2又は3に定める額に、別表第2で定める金額に相当する額を加算した額
5 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画の変更の認定		1件につき3,000円
6 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受け		1件につき3,000円

別表第4備考中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第3の改正規定 平成27年4月1日
- (2) 第2条第31号の改正規定 平成27年5月29日
- (3) 別表第2の改正規定 平成27年6月1日

(参 考)

主 な 内 容

1 建築物の確認等事務に係る手数料の改正（別表第2関係）

建築基準法の一部改正に伴い、構造計算適合性判定は、建築主が指定構造計算適合性判定機関又は知事に直接申請するよう改められたため、構造計算適合性判定に係る部分の手数料を廃止する。

2 建築物の長期優良住宅認定事務に係る手数料の改正（別表第3関係）

長期優良住宅建築等計画の認定に住宅性能評価書が利用できるようになったことに伴い、住宅性能評価書を添付した場合の手数料を定める。

3 施行期日

2は、平成27年4月1日

1は、平成27年6月1日

議案第 30 号

境港市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

境港市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 3 月 4 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市介護保険条例の一部を改正する条例

境港市介護保険条例（平成12年境港市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第1号中「34,400円」を「37,300円」に改め、同条第2号中「34,400円」を「54,500円」に改め、同条第3号中「52,300円」を「54,500円」に改め、同条第4号中「71,700円」を「67,200円」に改め、同条第9号中「129,100円」を「134,400円」に改め、同号を同条第10号とし、同条第8号中「118,400円」を「126,900円」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号中「107,600円」を「112,000円」に改め、同号ア中「300万円未満」を「290万円未満」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号中「89,700円」を「97,100円」に改め、同号イ中「第8号イ」を「第9号イ」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「86,100円」を「89,600円」に改め、同号ア中「125万円未満」を「120万円未満」に改め、同号イ中「第7号イ」を「第8号イ」に、「第8号イ」を「第9号イ」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 74,700円

第4条第3項中「、ロ若しくはハ」を「、ロ若しくはニ」に、「若しくは第4号ロ」を「、第4号ロ若しくは第5号ロ」に、「第2条第5号イ、第6号イ」を「第2条第6号イ」に、「若しくは第8号イ」を「、第8号イ若しくは第9号イ」に、「、第2号、第3号若しくは第4号」を「から第5号まで」に、「第5号、第6号、第7号若しくは第8号」を「第6号から第9号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の境港市介護保険条例（以下「新条例」という。）第2条の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度までの年度分の保険料については、なお従前の例による。

(平成27年度及び平成28年度における保険料率の特例)

3 新条例第2条第1号に該当する者の平成27年度及び平成28年度の保険料率は、同号の規定にかかわらず、33,600円とする。

(介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)

4 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下この項において「介護推進法」という。）第5条の規定（同法附則第1条第3項に掲げる改正規定に限る。）による改正後の介護保険法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業及び同

条第2項第4号から第6号までに掲げる事業については、当該事業の円滑な実施又は当該事業の実施に必要な準備が必要であることから、次の各号に掲げる条例で定める日は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 介護推進法附則第14条第1項の条例で定める日 平成28年3月31日
- (2) 介護推進法附則第14条第4項の条例で定める日 平成29年3月31日
- (3) 介護推進法附則第14条第5項の条例で定める日 平成29年3月31日

(参 考)

主 な 内 容

1 保険料率の引き上げ（第2条関係）

現 行			改正後		
段階	割合	保険料（年額）	段階	割合	保険料（年額）
第1段階	基準額 ×0.48	34,400円	第1段階	基準額 ×0.50	37,300円
第2段階	基準額 ×0.48	34,400円			
第3段階	基準額 ×0.73	52,300円	第2段階	基準額 ×0.73	54,500円
			第3段階	基準額 ×0.73	54,500円
第4段階 （軽減）	基準額 ×0.95	68,100円	第4段階	基準額 ×0.90	67,200円
第4段階	基準額	71,700円	第5段階	基準額	74,700円
第5段階	基準額 ×1.20	86,100円	第6段階	基準額 ×1.20	89,600円
第6段階	基準額 ×1.25	89,700円	第7段階	基準額 ×1.30	97,100円
第7段階	基準額 ×1.50	107,600円	第8段階	基準額 ×1.50	112,000円
第8段階	基準額 ×1.65	118,400円	第9段階	基準額 ×1.70	126,900円
第9段階	基準額 ×1.80	129,100円	第10段階	基準額 ×1.80	134,400円

2 低所得者の保険料率の軽減（附則第3項関係）

低所得者に対する軽減強化を図り、その保険料（年額）を33,600円に軽減する。

3 介護予防・日常生活支援総合事業等の実施開始時期の延期（附則第4項関係）

介護予防・日常生活支援総合事業等について体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、事業の実施開始時期を延期する。

4 施行期日

平成27年4月1日。ただし、2については規則で定める日。

議案第 3 1 号

境港市保育所条例制定について

境港市保育所条例を次のとおり制定する。

平成 2 7 年 3 月 4 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市保育所条例

境港市保育所条例（平成10年境港市条例第10号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項の規定に基づき、境港市立保育所（以下「保育所」という。）の設置及び管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 保育所を次のとおり設置する。

名称	位置
境港市立わたり保育園	境港市渡町1342番地1
境港市立あがりみち保育園	境港市中野町168番地
境港市立なかはま保育園	境港市小篠津町820番地

2 前項に規定する保育所の定員は、市長が別に定める。

（職員）

第3条 保育所の管理及び運営のため、園長その他必要な職員を置く。

（利用基準）

第4条 保育所における保育の利用を希望する保護者は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条第1項の規定に基づき、法第19条第1項第2号又は第3号に該当することの認定を受けなければならない。

（利用の制限）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を制限することができる。

- （1）定員に余裕がないとき。
- （2）児童が疾病等のため、保育所での保育を行うことが不可能又は困難であるとき。
- （3）その他市長が利用を不相当と認めるとき。

（使用料）

第6条 保育所の使用料の額は、法第27条第3項第1号に掲げる額とする。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までの保育に係る保育料（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を

改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）による改正前の児童福祉法第56条第3項の規定により徴収する費用をいう。）については、なお従前の例による。

(参 考)

主 な 内 容

1 子ども・子育て支援法の施行に伴う改正

(1) 保育所における保育の利用に係る手続きの整理（第4条関係）

[現 行] 保育所の利用申請のなかで、保育の実施の必要性の判定を同時に受ける。

[改正後] 保育所の利用申請の前に、法に基づく保育の必要性の認定が必要

(2) 使用料を、子ども・子育て支援法を根拠として規定（第6条関係）

2 施行期日

平成27年4月1日

議案第 3 2 号

境港市子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める
条例制定について

境港市子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例を次のとおり制定する。

平成 2 7 年 3 月 4 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく子どものための教育・保育に関する利用者負担額及び徴収等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(利用者負担額)

第3条 子どものための教育・保育に関する利用者負担額（法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項第1号から第3号までに掲げる政令で定める額を限度として市町村が定める額をいう。）は、支給認定保護者の属する世帯の状況その他の事情を勘案して規則で定める。

(保育料の徴収)

第4条 市長は、次の各号に掲げる保育（第8条に該当するものを除く。）を実施したときは、当該保育を受けた児童の保護者又は扶養義務者（以下「納入義務者」という。）から前条に規定する利用者負担額（以下「保育料」という。）を徴収する。

- (1) 市立保育所（境港市保育所条例（平成27年境港市条例第 号）第2条に規定する保育園をいう。）において保育を実施したとき。
- (2) 法附則第6条第4項により同条第1項に規定する特定保育所において保育を実施したとき。

(保育料の納入期限)

第5条 納入義務者は、保育料を市長が指定する日までに納付しなければならない。

(保育料の減免)

第6条 市長は、納入義務者が次の各号のいずれかに該当するときは、保育料を減額し、又は免除（以下「減免」という。）することができる。

- (1) 災害により、保育料の納付が困難であると市長が認めるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、やむを得ない事情により保育料の納付が著しく困難と市長が認めるとき。

(減免の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、減免を取り消すものとする。

- (1) 減免の事由に該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により減免を受けたとき。
- (3) その他市長が減免することが不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをした場合は、当該減免によって免れた保育料の全部又は一部を徴収することができる。

(利用料の徴収)

第8条 市長は、一時預かり、延長保育その他の保育（保育必要量の認定に基づき契約した利用日及び利用時間帯における保育を除く。）を利用した納入義務者から、規則で定めるところにより利用料を徴収する。

2 第5条から前条までの規定は、前項の利用料に準用する。この場合において、「保育料」とあるのは「利用料」と読み替えるものとする。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を規定

(1) 利用者負担額に関する規定の整備（第3条関係）

子ども・子育て支援法の施行に伴い、認定こども園、保育所等を使用したときの利用者負担額は、支給認定を行う市町村が決定する。

(2) 保育料の徴収に関する規定の整備（第4条から第7条まで関係）

保育所の保育料の徴収、納入期限及び減免に関する規定を整備

利用者負担額は、市が決定（応能負担）		
教育標準時間認定	保育認定	
1号認定	2号認定（3歳以上）	3号認定（3歳未満）
認定こども園…施設と利用契約し、施設が徴収		
	市立保育所	
	私立保育所 （法附則第6条第1項による保育）	

市と利用契約し、市が徴収

2 施行期日

平成27年4月1日